

## マニフェスト制度の概要（施行規則第8条の19～30の2）

### 1 マニフェストの交付

マニフェストを交付する際は、次の事項を守ること。

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 産業廃棄物の運搬先ごとに交付すること。
- (3) 産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称に相違がないことを確認して交付すること。
- (4) 中間処理業者においては、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地、委託者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（電子マニフェストの場合は登録番号）に相違がないことを確認して交付すること。

### 2 マニフェストの記載事項

#### (1) 排出事業者の記載事項

- ① マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ② 氏名又は名称及び住所
- ③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ④ マニフェストの交付担当者の氏名
- ⑤ 運搬又は処分を受託した者の住所
- ⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ⑦ 産業廃棄物の荷姿
- ⑧ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ⑨ 中間処理業者においては、委託者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（電子マニフェストの場合は登録番号）
- ⑩ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
- ⑪ 電子マニフェストの使用義務者が諸事情により紙マニフェストを交付した場合には、その理由

#### (2) 運搬受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 運搬担当者の氏名
- ③ 運搬を終了した年月日
- ④ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量

#### (3) 処分受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 処分担当者の氏名
- ③ 処分を終了した年月日
- ④ 当該処分が最終処分である場合には、最終処分を行った場所の所在地

### 3 運搬受託者及び処分受託者のマニフェスト送付期限

- (1) 運搬受託者は、運搬を終了した日から 10 日以内に、マニフェスト交付者にマニフェストの写し（B 2 票）を送付すること。
- (2) 処分受託者は、処分を終了した日から 10 日以内に、マニフェスト交付者及び運搬受託者にマニフェストの写し（交付者にD票、運搬受託者にC 2 票）を送付すること。
- (3) 処分受託者が中間処理業者である場合には、2 次マニフェストの写し（D 票及びE 票）の送付を受けた日から 10 日以内に、1 次マニフェストの写し（E 票）に最終処分が終了した旨を記載してマニフェスト交付者に送付すること。

### 4 マニフェストの保存期間

マニフェスト交付者、運搬受託者及び処分受託者は、マニフェスト及び送付を受けたマニフェストの写しを 5 年間保存すること。

### 5 マニフェスト交付者が講ずべき措置

マニフェスト交付者は、次に掲げる事項に該当する場合、関係者に事情を聴取するなどして速やかに当該産業廃棄物の処理状況等を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずること。

また、各事項について、所定の期限までに都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

事 項	報告期限
① 所定の期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき ※ 所定の期間…B 2 票及びD 票：90 日（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日） E 票：180 日（特別管理産業廃棄物の場合も同じ）	所定の期間が経過した日から 30 日以内
② 記載事項漏れのマニフェストの写しの送付を受けたとき	マニフェストの写しの送付を受けた日から 30 日以内
③ 虚偽記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき	虚偽記載のあることを知った日から 30 日以内
④ 処理業者から処理困難通知を受けた場合において、処理業者に引き渡した産業廃棄物に係るマニフェストの写しの送付を受けていないとき	通知を受けた日から 30 日以内

### 6 マニフェスト交付等状況報告

マニフェスト交付者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年度 6 月 30 日までに、前年度におけるマニフェストの交付等の状況について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

※ 電子マニフェストを利用した場合は、交付者自らが報告する必要はなく、情報処理センターから報告されます。

### 7 マニフェストの交付を要しない場合

次に該当する場合は、マニフェストを交付しなくてもよい。

- ① 市町村又は都道府県に産業廃棄物の処理を委託する場合
- ② 国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の処理を委託す

る場合

- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理を業として行う者に当該産業廃棄物のみの処理を委託する場合
- ④ 環境大臣の再生利用に係る認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑤ 環境大臣の広域処理に係る認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑥ 都道府県知事（政令市は市長）の再生利用に係る指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処理を委託する場合
- ⑦ 国に産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑧ 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の処理を行う者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑨ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に輸出国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
- ⑩ 国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者に外国船舶において生じた廃油の処理を委託する場合